

平成 24 年 8 月 23 日（木）

ゆとりとみどり振興局企画部人事・勤務条件担当課長代理以下、市職ゆとりとみどり振興局支部書記長との事務折衝

議事録

（局）

- ・事業所における勤務労働条件について協議願いたい。
- ・天王寺動植物公園事務所の時間外労働における限度時間について変更願いたい。
- ・変更する職員は、管理担当管理グループ 4 名及び魅力向上グループ 1 名の計 5 名である。
- ・変更する時間外労働については、まず 1 月の時間外労働時間の変更として、管理グループ 4 名について 1 月 30 時間を 1 月 60 時間へ変更願いたい。次に、1 日の時間外労働時間の変更として、管理担当 1 名について 8 月 18 日（土）6 時間を 8 時間へ、管理グループ 1 名及び魅力向上グループ 1 名について 8 月 21 日（火）6 時間を 6 時間 45 分へ変更願いたい。

（支部）

- ・1 月あたりの今後の時間外労働時間の目途をお聞きしたい。

（局）

- ・管理グループの 1 名については、概ね 40 時間から 50 時間であると見込まれるが、業務内容はイベントの早朝準備や連携先との調整業務を見込んでいるので、連絡調整業務という性質上、明確に目途をお答えできない。
- ・また、管理グループの 2 名については、経営計画の策定業務が本格化することから、今後繁忙となると考えている。

（支部）

- ・5 月にも 36 協定にかかる協議が遅れたので、天王寺動植物公園事務所として再発防止策を講じていると思うが、どのようなものか。

（局）

- ・管理監督者において時間外労働時間の把握を随時行い、時間外労働が 20 時間を超過すれば事前協議を行うかどうか判断する目安としていた。

（支部）

- ・36 協定における時間外労働の限度時間の変更にかかる協議を行うべき時期は、いつだと考えているのか。

（局）

- ・当然であるが、一月の限度時間の変更であれば、協定で定める 30 時間を超過する前に事前協議すべきだと考える。

（支部）

- ・管理グループの 1 名の時間外労働時間の変更にかかる協議は、いつすべきだったと考えるのか。

（局）

- ・遅くとも 17 日（金）の超過勤務を命じた時点であると考ええる。

（支部）

- ・そのような状況の中、18 日（土）に 8 時間の時間外労働を行わせた理由は。

（局）

- ・18 日（土）午後の大雨による災害対応業務に 19 時まで従事した。その後、18 日中に処理しなけ

ればならなかった業務に従事したものである。

- ・以上のような状況であるが、ご説明した内容で時間外労働時間の変更をお願いしたい。合わせて、今回の状況を踏まえ改めて再発防止策を講じる必要があると考えている。

(支部)

- ・局としても事態の重さは認識していると思うが。

(局)

- ・状況は十分理解している。

(支部)

- ・時間外労働の変更を認めないわけではない。過重労働を避けるという意味で、事業所は 36 協定の対象となっている。

- ・18日(土)に出勤していた管理監督者は誰か。

(局)

- ・飼育担当課長代理と管理担当係長である。

(支部)

- ・両者は、18日(土)に8時間の時間外労働を行わせた職員の16日(木)、17日(金)の時間外労働の状況を知っていたのか。

(局)

- ・確認できていない。

(支部)

- ・時間外労働時間の状況について情報共有を図る必要がある。

- ・特定の職員に業務が集中するのは改善できないのか。

(局)

- ・今回の時間外労働の実態を踏まえ、特定の職員に業務が偏らないよう、策を講じてまいりたい。

(支部)

- ・再発防止策を講じることは当然のこととして、一月の時間外労働時間の変更についての協議は了解した。

- ・21日(火)の一日の時間外労働時間の変更についても協議は了解した。

- ・18日(土)の一日の時間外労働時間の上限時間変更については、協議内容について理解も納得もできない。所属に対し労働条件の改善を求める交渉を行うよう申し入れるので、日時を指定されたい。支部からは、支部長、副支部長及び書記長の4名が出席する。

(局)

- ・9月6日(木)午後6時から大阪市中央卸売市場業務管理棟の当局会議室で行いたい。

(支部)

- ・午後4時30分からにしてほしい。

(局)

- ・では、9月6日(木)午後4時30分から大阪市中央卸売市場業務管理棟の当局会議室で行うこととする。